

大槌町告示第 144 号

町が所有する物品の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項及び大槌町財務規則第 114 条第 1 項の規定により公告する。

平成 30 年 8 月 1 日

大槌町長 平野 公三

町有物品売却一般競争入札の公告

1 売却物品

物件番号	物品名	数量	単位	最低売却価格 (※1単位あたりの価格)	備考
1	寝具(トウレスリーパー) ※開封済	1	個	3,600円	開封済(保管時の損傷により) カバー2種類付属
2	寝具(トウレスリーパー)	6	個	7,200円	未開封品 カバー2種類付属
3	テレビ・ブルーレイディスクプレーヤーセット	2	台	9,870円	32型液晶テレビ、ブルーレイディスクプレーヤー、テレビ台のセット(各リモコン付属) ※説明書等は付属しません
4	32型液晶テレビ (メーカー:三菱 型式: LCD-32MX45)	4	台	5,940円	※リモコン付属、説明書等は付属しません
5	32型液晶テレビ (メーカー:日立 型式: L32-C1)	3	台	4,800円	※リモコン付属、説明書等は付属しません
6	空調家電・生活用品セット ・リビング扇風機 YUASA YT-3003M(WH) 1台 ・BRITA 浄水ポット 2.0ℓ 1個	20	組	810円	未開封品 ※BRITA付属カートリッジ経年劣化の可能性あり

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

個人、法人を問わず参加することができる。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する事ができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (4) 大槌町民においては町税の滞納がある者
- (5) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 に規定された町の公有財産に関する事務に従事する本町職員
- (6) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から 3 年間を経過していない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する

る者

(7)未成年者

3 一般競争入札参加申請手続

(1) 参加申込期間

平成 30 年 8 月 9 日(木)～平成 30 年 8 月 22 日(水)(土曜、日曜、祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

大槌町役場 総務部 財政課 管財班

(3) 提出書類

① 入札参加申込書

② 誓約書

③ 外国人登録証明書(外国人の場合)

※ 証明書類は、発行後 3 ヶ月以内のものを提出してください。

4 入札参加者の決定の通知

町長は、提出期間内に提出された入札参加申請書その他の提出書類を審査し、入札に参加する資格を有するか否かを決定する。

参加資格を有しない者には、理由を附しその旨を平成 30 年 8 月 24 日(金)までに申請者に通知する。

5 物品の縦覧(現物確認)

期間：平成 30 年 8 月 9 日(木)から平成 30 年 8 月 15 日(水)

(土曜、日曜、祝日を除く)

午前 9 時から午後 0 時まで

6 入札及び開札の執行の場所及び日時

(1) 場所 上閉伊郡大槌町上町 1 番 3 号 大槌町役場 3 階大会議室

(2) 日時 平成 30 年 8 月 26 日(日) 午前 10 時から入札開始則開札。

入札は物件番号 1 から順に行うものとする。

7 入札の無効事由

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、本町の確認を得ないで代理人がした入札

(2) 最低売却価格に達しない金額での入札

(3) 入札者の記名押印がない入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

- (7) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (10) 公告または普通財産売払入札心得書事項に違反した入札
- (11) 入札執行開始の時間までに入札執行の場所に到着しない者の入札
- (12) 郵便または電信による入札

7 落札者の決定及び取消

落札者の決定は、次の方法により行う。

- (1) 最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、同一の売払いする物品が複数の場合、その数量に充るまで最高価格に一番近い金額で入札した者を落札者とする。
また、同一物品に売払い数が複数ある場合、同一の入札者が複数分入札することを可としていることから、同一物品で、売払い数が複数の物品全てを落札する場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができない。
- (3) 落札者がその権利を放棄した時、物品売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札を取り消すものとする。
- (4) 落札を取り消された者は、落札した金額の100分の5に相当する額の違約金を支払うものとする。

8 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定通知を受け取った日から14日以内に売買契約を締結しなければならない。

9 売買代金の納付

落札者は、落札した物品に係る契約締結の日に、町の発行する納入通知書により売買代金を納付しなければならない。

なお、当該金額の納付は一括払いとする。

10 契約内容の公表

契約を締結したものについては、その契約内容（物品名、種別、数量、契約日、契約金額、落札者等）を公表する場合がある。

11 その他

- (1) 提出された入札参加申請書その他の提出書類及び入札書は、入札の参加の有無又は落札の有無に関係なく入札参加申請者及び入札参加者に返還しない。
- (2) この公告に定めるもののほか、必要な事項は大槌町ホームページで公開している「物品売払入札心得書」、「入札概要」の内容を遵守すること。

12 問い合わせ先

岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

大槌町 総務部 財政課 管財班

電話 0193-42-8712